

# 〈概要版〉 久米島町 空家等対策利活用計画



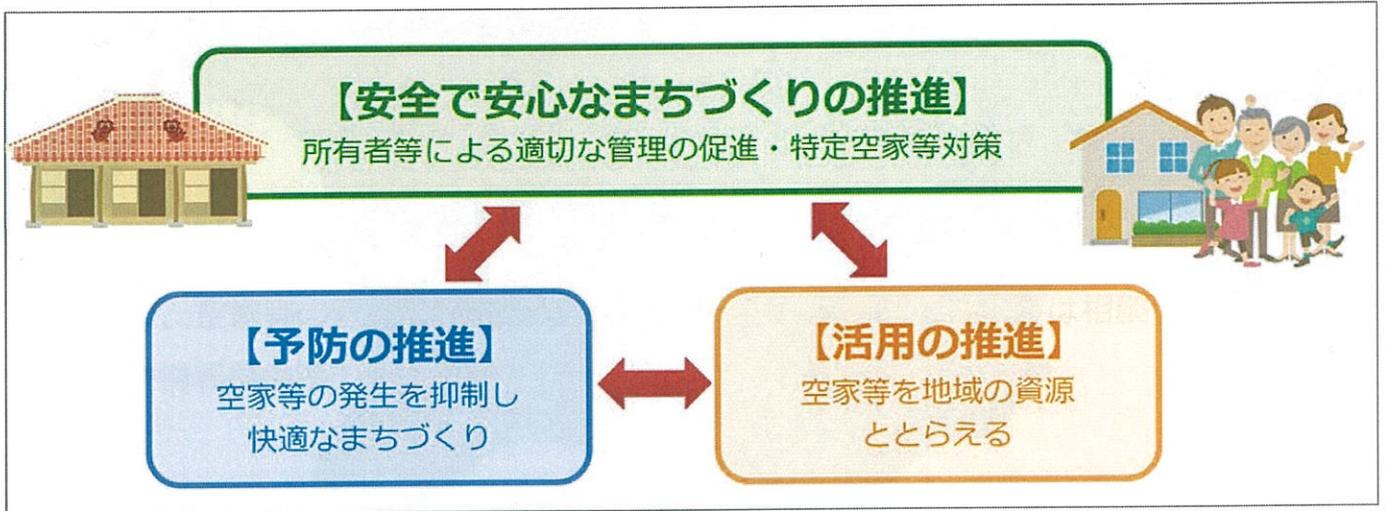
## 1. 空家等対策利活用計画策定の背景

全国的に空家等の問題が顕在化していくなか、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（平成26年法律第127号）（以下「空家法」という）が完全施行され、国・県・市町村、所有者又は管理者（以下「所有者等」という）について、それぞれの責務が定められました。

一方、久米島町の課題である人口減少に歯止めをかけるため、移住定住の推進に取り組む上で、町内の空家等を住まい等として利活用することが期待されます。そこで、本町では、空家等の対策及び利活用を総合的かつ計画的に実施し、全ての町民が生き生きと暮らせる島づくりを推進するため「久米島町空家等対策利活用計画」（以下「本計画」という）を策定することとしました。

## 2. 対策の理念

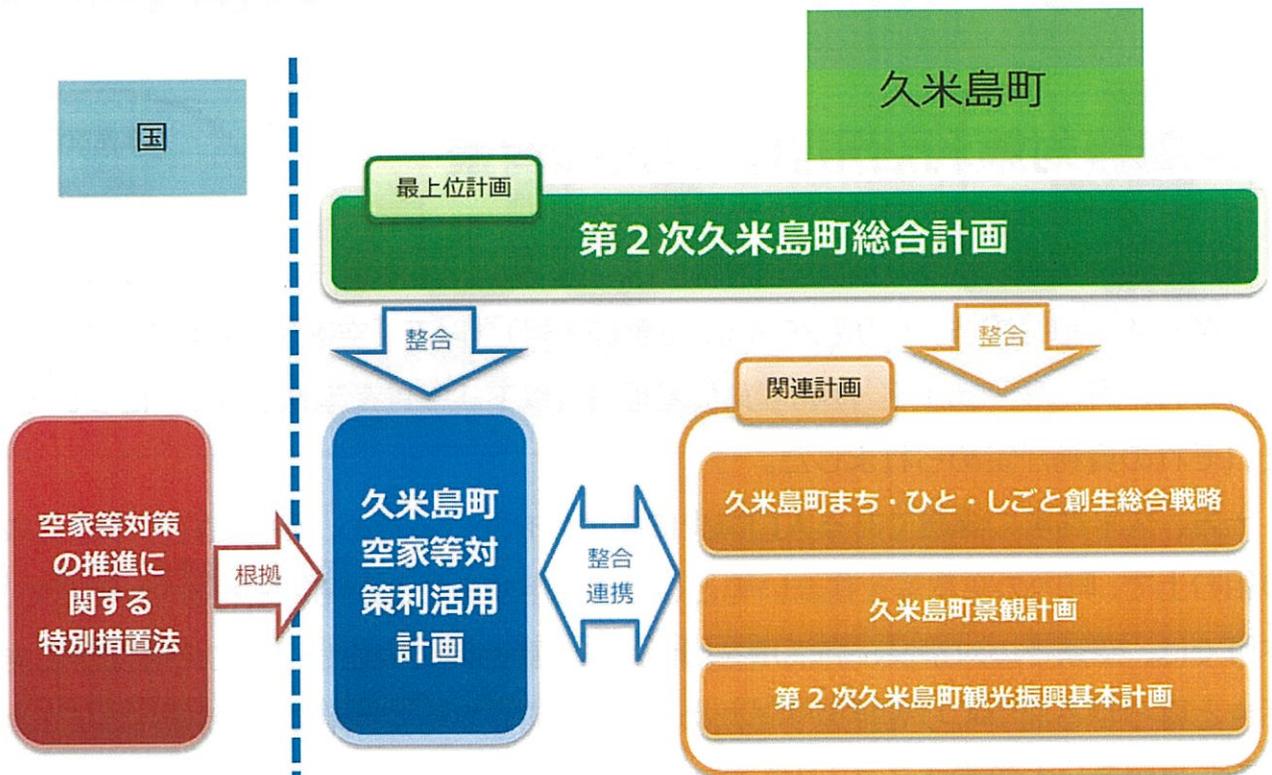
島内が一丸となって取り組み、危険な空家等をなくし、豊かな景観を将来に継承することで、島に暮らす全ての人々が生き生きと暮らせるまちづくりを実現します。 【計画の方針】



## 3. 計画の目的等

### (1) 計画の位置付け

【本計画の位置付け】



## (2) 計画期間

本計画の計画期間は、第2次久米島町総合計画の期間に合わせ令和2年度を初年度として令和7年度までの6年間とします。また、社会情勢の変化や本町における空家の状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行います。

## (3) 対象とする空家等

対象とする空家等の種類は、空家法第2条第1項に規定された「空家等」及び同条第2項に規定された「特定空家等」としますが、利活用対策では、使われていない住宅等を広く含む、人の住んでいない又は使用していない建築物を対象とします。

# 4. 空家等に関する施策

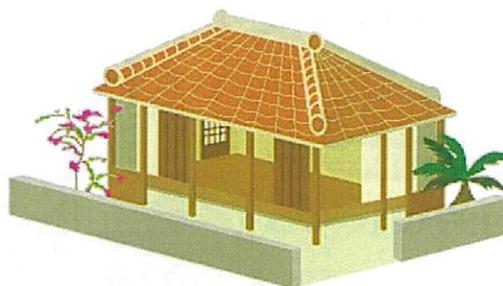
---

## (1) 空家等の発生の予防

1. 所有者等及び住民の意識醸成
2. 島内に居住していない所有者等への相談対応
3. 単身高齢者世帯や高齢者世帯の住まいの状況把握
4. 空家等の発生を抑制するための特例措置の周知

## (2) 流通促進・活用支援

1. 空家等利活用相談会・セミナーの実施
2. 霊園整備計画の推進
3. 移住定住施策と連動した取り組み



- 本町への移住（UIJ ターン）と定住の推進を目的として、移住定住相談窓口「久米島 島ぐらしコンシェルジュ」を設置し、移住者向けのポータルサイト「久米島島ぐらしガイド」を運営しています。「島ぐらしコンシェルジュ」が本町の特性に合わせた移住支援を行っており、「空家相談会」や利用希望者に向けた情報の提供等を行っています。

- 空き家バンク利活用促進（※）

本町では、利活用希望のある空家等の所有者からの情報を募集しており、所有者等の承諾のうえ「久米島島ぐらしガイド」HPに掲載して情報提供を行っています。情報をさらに充実させ、空き家バンク利活用促進に取り組みます。

※「空き家バンク」とは、自治体や自治体から委託を受けた団体が運営し、空家等の所有者と利用希望者のマッチングを行う仕組みです。

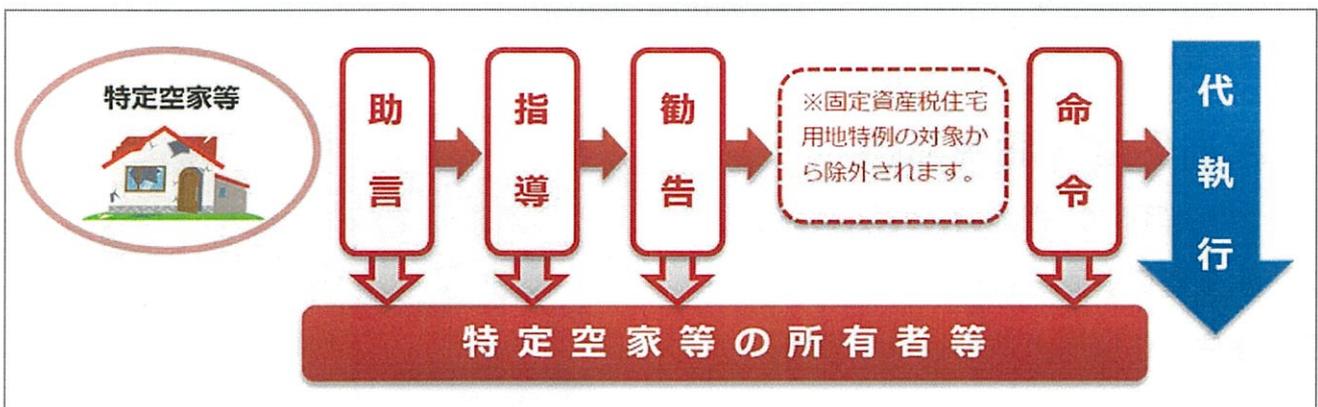
### （3）適正管理の推進

まず、空家等の管理に責任のある所有者等の意識を向上し、町は相談対応や情報提供等の環境整備を行い、自主的な管理を促進します。

### （4）特定空家等に対する措置

適切な管理が行われず地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている「特定空家等」には、地域住民の生命、身体、財産の保護を図り、また、健康で健全な生活環境の保全を図るため、必要な措置を講じます。

【空家等対策の推進に関する特別措置法】第14条に基づく「特定空家等」に対する措置】



### （5）推進体制の整備

本町では、空家等対策利活用計画策定以降にも、空家等対策を協議するための協議会等の組織の設置・運営を行い、外部の有識者等と協議しながら、本計画の空家等対策を具体的に進めてまいります。